

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和7年第1回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和7年1月29日(水) 14時00分から15時35分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 天王寺谷 達将, 野田 尚紀, 矢吹 香月, 山本 智佳

4 事務局

(1)岡山市財政局 小川次長

契約課 中嶋課長, 佐守工事契約担当課長, 松原課長補佐(物品契約係長),
瀆本工事契約係長, 大西指導係長, 寺田管理係長, 影山主任

(2)岡山市水道局

管財課 御幡課長, 樋口課長代理, 岡島課長補佐(契約係長), 笹野副主査,
宰務副主査

5 会議次第

1 岡山市契約課抽出事案について

(1)工事契約

(2)物品契約

2 岡山市水道局抽出事案について

(1)工事契約

(2)物品契約

3 その他

6 会議概要

1 (1) 抽出事案「浦安11号幹線ゲートほか遠隔操作システム設置工事」

委員 : 抽出理由である1者応札で落札率100%であることについて、もう少し説明をお願いします。

市当局: 一般競争入札で1者応札であることについて、説明させていただきます。ゲートの遠隔操作システムについては、既設メーカーの機器を使用するよう指定していますが、このメーカーの機器を取扱い可能な業者であれば応札可能であると施工担当課に確認をしています。したがって、市の有資格者名簿の業種「電気通信」に登載されている業者のうち、同種工事施工実績のある業者であれば応札できる工事となっています。これは市の一般的な入札条件と同じであり、既設メーカーの機器を指定していますが、このことが応札者が1者に限られるということにはならないと考えています。つきましては、今回応札業者が1者となったのは一般競争入札を実施した結果と考えています。もう1点の落札率100%の理由です。先ほども申したとおり、本件は一般競争入札で実施しており、1回目の入札で決まらず再入札となった案件で、1回目の入札では許容価格を超過したため再入札を行い、再入札が許容価格と同額となったものです。こちらもやはり一般競争入札を実施した結果、落札率100%になったものと考えています。

委員 : 再入札を実施したとのことですが、1回目の入札と2回目の入札は違う日に行ったのかなど、そのあたりの仕組みを教えてください

市当局: 1回目の開札は、開札日の午前中に行っています。再入札を行う場合は、あらかじめ応札業者にメール等でお知らせしたうえで、午後4時に開札を行うこととしています。

委員 : 機器指定された内容で応札可能な業者は何社ですか。

市当局: 入札参加資格でお示ししている、市内外業者区分やランクに該当する業者は14社いらっしゃいました。

委員 : 指定された機器の岡山県内の正規代理店は、落札者以外にも存在するということでしょうか。

市当局: 本件から遡って5年程度の実績を確認すると、今回の応札業者以外にも応札可能だという印象はあります。

委員： 機器を指定する理由を教えてください。

市当局： 過去に遠隔操作システムの基盤の入札を実施した経緯がありまして、その際に導入されたものが今回指定するメーカーの機器です。それにぶら下がる機器について、主要な機器はこのメーカー製、その他の部品は汎用品可というような仕様になっています。

委員： 今回の工事は、ゲートの遠隔操作システムを一斉設置ではなく順次拡大していくうちの1つということですか。

市当局： 件名にもあります浦安11号幹線という雨水幹線の1工区がほぼほぼ完成したため、ゲートを設置する工事を追加で発注するものです。同様の工事は過去にも行っています。

委員： 1回目の開札が午前中に行われ、2回目の開札がその日の午後4時とお聞きしましたが、1回目で有効札が入らなかった場合に再入札の連絡は、午前中に入札参加資格のある14社すべてに連絡が入ることになっているのですか。

市当局： 電子入札システムから、1回目の応札者に対してメールで連絡が入る仕組みになっています。

委員： より多くの事業者に応札していただく観点からのお尋ねですが、再入札に関する規則が何かあるのでしょうか。

市当局： 再入札に関しては、1回目に応札した業者のみ参加が可能となっています。また、電子入札システムを利用して行う一般競争入札の再入札は2回までと決めています。

委員： 今回の案件と同じ条件で出した工事が今までにもあったかと思うのですが、結果については今回同様応札者数1者で落札率100%だったのかということと、今後も同様の条件で行う工事があるのであれば、今回の結果を受けて何か考慮することがあるのかという点について教えてください。

市当局： 今回条件としている機器を導入したのが令和2年で、それ以降に、同様の遠隔操作システムを利用するゲート工事の入札については、落札率100%となった案件は今回が初めてです。ただし、応札者数についてはいずれも1者となっています。今後にも同様の遠隔操作システムを利用する工事をいつ出すかは決まっていますが、雨水管渠の整備

については計画があり、完成するのは近くて数年後と聞いています。その時の状況によっては、再度新しいシステムを導入する可能性もありますし、同じ調達方法になったとしても、名簿に登載されている事業者の状況も刻一刻と変わってきますので、一義的には一般競争入札で実施すると思いますが、今回のような事象が起こった案件でもあるので、入札参加条件の緩和により応札者数を確保するための検討の余地はあると思います。

委員：本案件が選ばれた理由は、1者応札で落札率100%という状況があるからだと思います。今までの説明によると、入札は適正に行われており、今回たまたま1者応札で応札率100%になったということですが、適切に行われていると評価するにあたり、100%の落札率ということがイレギュラーなことなのかよくあることなのか。また、イレギュラーなことだとするならば、当該案件について何か事後調査なり業者への事情聴取なりが行われる仕組みがあるのかについてお聞きしたいと思います。

市当局：よくあることかどうかについては、そうそう起こることがない事象と認識しています。次に当該案件について何かするかどうかについては、一般競争入札を実施した結果、適切な手続きで行われた案件ですので、当該案件について調査等を行う考えはありません。ただし、先ほども申し上げたとおり、今後同様の案件を発注する際には応札業者を市内業者に限らず市外業者を加えるなど、入札参加条件の緩和により応札者数の確保する取り組みについて、ほかの案件でも同様ですが、より競争性が保てるよう引き続き検討を続けていく必要があると考えています。

委員：今回の案件は防災工事で優先順位の高い工事だと思います。今回はたまたま再入札で落札率100%という形で決まりましたが、これが決まらなかった場合、単独随意契約で決めるなど制度の柔軟性はあるのでしょうか。

市当局：入札制度として、最終的に単独随意契約とすることについては、可能性は0ではないと思います。ただし、一般競争入札で行う案件について、1度の入札で不成立となったからといってすぐに単独随意契約に移行することはできません。

1 (2) 抽出事案「岡山市災害対策本部室等設置映像・音響機器」

委員：今回最低の参考見積を出した業者が応札業者で、参考見積よりもかなり低い金額で入札されたということで、そのあたりの事情について、説明をお願いします。

市当局：落札業者に担当課がヒアリングを行ったところ、改めて仕様書を確認して設置工程など

の見直しを行った結果であるとのことでした。

委員：許容価格の決め方が高いという印象です。画期的な技術、特許等が導入されない限り企業努力だけでここまで安くなることは考えられないので、今回の応札価格が相場だと思います。

委員：開札結果では落札業者だけではなく他の応札業者も似たような金額となっており、許容価格とは大きな差が生まれているので、コンサルにお金を払っているのに何を成果として出してきたのか問題だと思います。また、災害時に使うモニターや音響設備などは、数量の違いはあれ他の自治体でも利用するものだと思うので、他の自治体の導入状況も考慮できたはずです。最近、コンサルに依頼した結果許容価格が実勢価格とかけ離れている案件がよく見受けられるので、見直したほうがよいのではと思いました。

委員：許容価格を決めるにあたってコンサル業者が3社に見積を聞いたという説明でしたか。

市当局：そうです。コンサルが集めた見積を担当課が受け取って、見積を参考に担当課が許容価格を決定したと聞いています。

委員：応札者はどの業者の金額も似たり寄ったりで、なぜ許容価格とこれだけの差ができたのが委員のみなさんの共通の疑問だと思います。

市当局：今回の場合、単純に業者から提出された見積だけでなく、他の自治体での実勢価格なども含めてコンサルに頼むなり自分たちで調べるなりして、それらを踏まえて適正な許容価格を設定するということできたのではないかという委員の指摘はそのとおりだと思うので、今後、見積の妥当性や他の自治体などの実績などを考慮した許容価格となっているかについては契約課でも気を付ける必要があると、今回のご指摘で認識したところです。

委員：例えば参考見積の時に比べて、入札時にはこういった部分を圧縮できたから等、具体的な説明があれば委員のみなさんも納得いくと思います。

市当局：参考見積の時は基本的に定価ベースの積算です。入札の時には、機器の調達価格や制御装置の作成費用、現場取付作業等、削減できる部分が何かないか再検討した結果で、入札で落札するためかなり頑張られたのだと思います。

2 (1) 抽出事案「三野浄水場浄水池ほか築造工事」

委員 : 今回総合評価の簡易型を選ばれたということで、工夫の余地が少なく設計どおりにしてもらい、あまり提案の必要がない工事という理解でよろしいでしょうか。

市当局: そうです。提案部分としては、簡易な施工計画を求めています、比較的提案内容に差が出にくい内容となっています。

委員 : 今回の抽出理由を総合評価の概要としていますが、どのケースが何型に該当するのか簡単な基準がなにかあるのかと、ほかの型になると、どのくらい手間感が変わるのかについて教えてください。

市当局: どの型に該当するかは技術的な判断になるため、担当課の判断で決定するようになります。手間については、例えば学識経験者の方は簡易型や特別簡易型、育成型であれば国や県の決められた方をお願いするところ、標準型や高度技術提案型となると大学教授など工事内容に特化した方を選定する必要があるなどの手間が増えることになります。

2 (2) 抽出事案「高速液体クロマトグラフ質量分析計」

委員 : 許容価格はどのように決められたのでしょうか。

市当局: 予算要求時に見積もらって予算取りをしています。その後、発注の段階で再度見積もりを依頼し、それを考慮して許容価格を決めています。

委員 : 見積もりは何社程度から提出されたのですか。

市当局: 仕様を固めていくと、発注課が把握している中で該当するメーカーが1つしかなく、それを取り扱える業者が応札業者しかないため、1者見積です。

委員 : 今回は違うメーカーを指定したのですか。

市当局: 指定したわけではなく、仕様を固めてく中で今回は既設メーカーのものは外れたということです。

委員：それでは、これまでの機器には無い機能が付いたものを購入されたということですね。

市当局：一応買い替えということになりますが、古い機器はガスクロマトグラフで、新しい機器は高速液体クロマトグラフで機能が異なるものを導入しています。昨年の見積の段階では既設メーカーの機器も対象でしたが、仕様を決めていくなかで対象外となっています。

委員：今までに無い機能を追加することでメーカーが限定され、代理店として取り扱える業者が市内と準市内に1者しかないということは、結果的にその1者から購入するしかない状況ということなので、単独随意契約とすることもできたのではないですか。

市当局：発注課が把握している業者が1者というだけで、ほかに対応可能な業者がいるかもしれないため、条件を指定して一般競争入札で行っています。

委員：例えば、その機器を扱う市内の正規代理店が1者で、そこを通さないと購入できないという情報があれば、単独随意契約にすることもあるのですか。

市当局：機器購入になると、代理店や特約店など区別がつかない場合もあり、把握が困難なため一概に単独随意契約とするという判断ができません。

委員：そこまでする必要があるかどうかは精査が必要だと思いますが、1つのやり方として、代理店や特約店では判別つかないならメーカーに確認して、必ずそこを通さないと買えないような状況が判明したら、単独随意契約としてもよいのではないかと思います。

(終了)